

手足の不自由な子どもたち

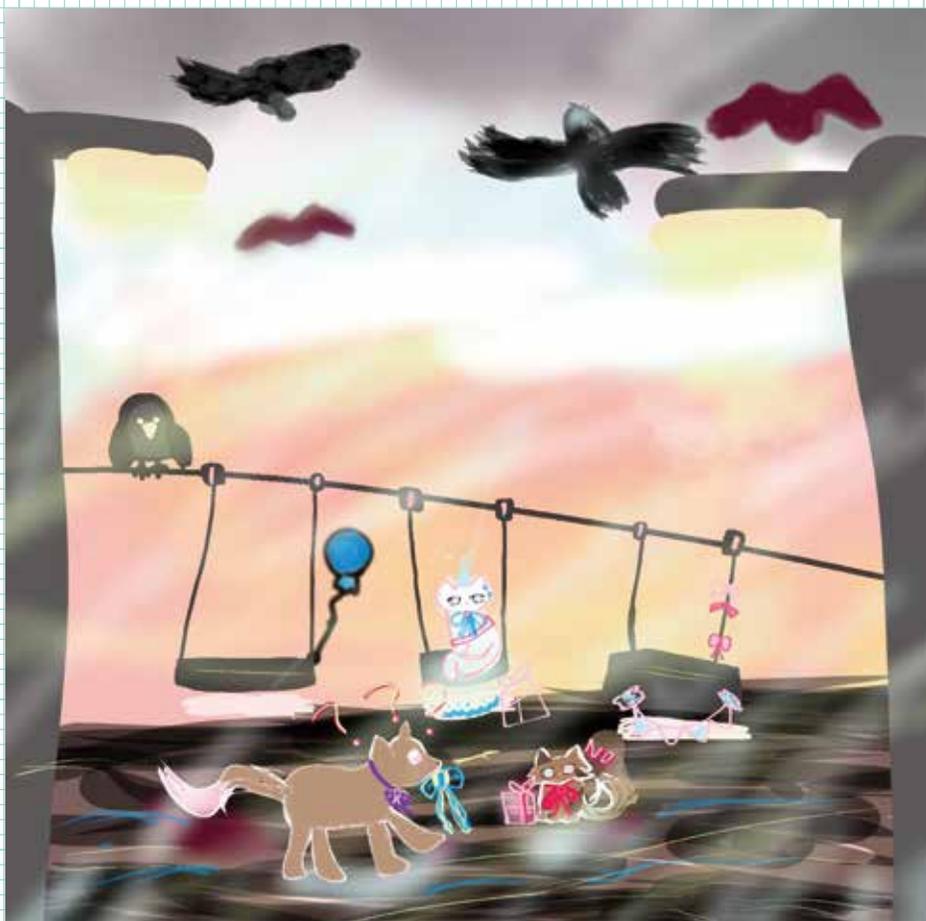
はげみ

特集 卒業後の生活6
~さまざまな暮らし方~

令和7年度/No.426

2/3

Feb. — Mar.



第43回（令和6年度）肢体不自由児・者の美術展入賞作品「猫の誕生日」

菊池 環希



社会福祉法人 日本肢体不自由児協会

はげみ

令和7年度/No.426
2/3
Feb. - Mar.

特集 卒業後の生活6 ～さまざまな暮らし方～

目次 Contents

- 広場** さまざまな暮らし方 ～『いつもの暮らし』を求めて～ …… 澤村 愛 …… 2
- Sec.1** **座談会** 一人暮らしを楽しむ
三室 秀雄、有吉 万里矢、島添 聡、植田 健之、吉田 有希、徳力 俊介 …… 4
- Sec.2** 住まいに関するアンケート調査の結果から …… 河井 文 …… 12
- Sec.3** 暮らしを支える福祉制度 …… 青木 健一 …… 19
- Sec.4** 知的障害のある肢体不自由者の親元を離れた暮らし
～障害のある人と支援者とのシェアハウスでの暮らしについて～ …… 山下 幸子 …… 24
- Sec.5** 訪問系福祉サービスなどは豊かな地域生活の
カギと成り得るか? …… 下川 和洋 …… 30
- Sec.6** 重度身体障害者の一人暮らし ～「自立生活」のコツ～ …… 山下 智子 …… 36
- Sec.7** 一人暮らしへの挑戦 …… 柳原 昭三 …… 40
- Sec.8** 自立生活につながる重度訪問介護の利用 …… 川田 晃夫・川田 美千代 …… 43
- Sec.9** 地域で自分らしく生きる …… 荒木 由紀子 …… 46
- トピックス** 第44回(令和7年度)「肢体不自由児・者の美術展/デジタル写真展」の開催 …… 50
- 今号の表紙 …… 菊池 環希 …… 52

広場

さまざまに暮らし方 『いつもの暮らし』を求めて

元東京都立光明学園PTA会長

はげみ編集委員

澤村 愛

憲法13条は個人の尊厳とともに生命、自由及び幸福追求に対する権利を定めています。「公共の福祉」の制限をうけますが「障害者は除く」という但し書きはありません。憲法22条で居住選択の自由を、憲法25条で生存権を、憲法14条で平等権を保障しています。

民法877条は高齢・失業・病気等により生活に困窮している者がいる場合に、近親者に対して扶養義務を課しています(直系血族・兄弟姉妹。特例的に3親等内の親族)。扶養義務の内容は金銭的な支援に限定され、引き取り扶養(介護)は戦後の改正で削除されました。

さて、今回の特集は『卒業後の生活6 ヽさまざまに暮らし方』です。「地域での一人暮らし」にフォーカスしています。Sec.6・7は、現在地域で一人暮らしをされている障害当事者の方に、Sec.2・3・4・5は支援者の方に、Sec.8・9は、一人暮らしをめざす20代の若者の生活をご執筆いただきました。

「Nothing about without us」。平成18(2006)年12月、

障害者自身が起草し、障害者の手によって生み出された権利条約が国連総会で採択されました。「私たち抜きで私たちのことを決めないで」。障害者は福祉の受け手から、自らの意思をもち選択し決定する「権利の主体」として位置づけられました。国民の権利を保障するための施策が、国と地方公共団体には求められており、障害者のための権利擁護の支援には、より積極的な施策を展開する必要があります。国民1人1人が、その解決のための役割を持つことが必要です。最も大きな「バリア」は人の心の中にあるのです。障害者が地域に住み続けることが、地域と接点を持つことが、その解決策の一つになるのではないのでしょうか。「施設から地域へ」。今回の特集が、障害者の地域での一人暮らしの一助になることを願ってやみません。

障害者の地域での一人暮らしは「目的」ではなく一つの「手段」です。地域での一人暮らしを始めてみたものの状況がかわり、施設やグループホームに戻りたくなることもあるかもしれません。大切なことは「地域か施設か」ではなく、その時々のもっとも最適な暮らし方を、支援者とともに作り上げていくことではな

いでしょようか。

私事で恐縮ですが、次男は肢体不自由校を卒業した23歳です。居宅介護と重度訪問介護を利用しながら通所施設に通っていますが、コロナ禍以降、通所も短期入所もヘルパー事業所も「体制の維持」で精一杯な中で、縦割りのサービスを使い一日を回すこと、それを365日へ繋げることへの限界を感じていました。

そうした時にご縁をいただき、岐阜県にある東京都民が利用できる施設（社会福祉法人による設立・運営）と出会いました。行政から障害者施設と認識され、土地に余裕のある堅固な建物の中で、手作りの美味しい食事をいただき、熱心にとりくめる日中活動があり、看護師の常勤と提携病院のバックアップを受けながら、自由度の高い個室で生活でき、いざという時は仲間とともに集団で助けを待てる環境です。『駄目なら戻れば良い』私たちは次男の介護を手放し、プロに任せることを決断しました。入所後、次男の情緒は安定し、肌つやが良くなったと感じました。その姿に学齢期に胃ろう・呼吸器をつけたため体調が安定し、毎日学校へ通うことができるようになった子どもたちが重なりました。肢体不自由児者の生活は、医療の助けと介護の支えがあつて安定し、回るのだと痛感しました。

次男は今、仲間たちと入所施設という大きな家で『いつもの暮らし』を送っています。次男の大人びた態度は、就職し自分で部屋を借りて一人暮らしをはじめた長男の姿と重なります。独自のサインと笑顔を駆使して、自分の要求をスタッフに伝えて実現させている姿は、海外留学をしているようです。「私が居なくてもやっていけるんだ」。おむつ替えや入浴、食事の介助から離れた母から『心の自立』ができた若い次男は、入所施設の中ではまるでアイドル。一人暮らしを満喫しているようです。嬉しさと寂しさと、母の心はストライプです。

施設は開所から30年以上が経ち入所者も高齢化する中で、車椅子や機械浴、形態食、フレイル予防などに慣れた職員が増え、肢体不自由者にとっては親和性が高くなっています。本来は肢体不自由者のための施設ではないため、本人を囲んで、親、施設の職員、東京の主治医・リハビリ医、地元の病院・訪問リハビリ医とともに、個別支援計画を作成し「からだの取り組み」についての協働が始まりました。月に一度は外泊許可を得て、東京の自宅へ往復ドライブをしています。外泊中は東京でPT・OT・歯科と文字の個別学習に親子で通い、いちご狩りにも出かけ、今まで以上に楽しく一緒に過ごしています。この先、状況が変わった時などは、本人を囲んで支援者とともに相談となります。次男の『いつもの暮らし』を求めて、母は支援者として応援旗を振り続けるつもりです。白旗ではなく、柔らかな桃色と爽やかな水色に染まったストライプの奇麗な色の旗を。

何処に住むのも移転するのも、国民は自由なのです。障害者が、その時々々の最適な暮らし方を選び、支援者とともにつくりあげ、状況が変わればまた動き、場合によっては戻る。そんな社会となることを、願ってやみません。

※総合支援法に基づく施設入所
支援を行う事業所／障害者支
援施設、いわゆる都外施設

